

## 自然と調和した環境に優しいまち

5

- 501 地球環境政策の推進
- 502 自然環境の保全
- 503 ごみゼロ推進のまちづくり
- 504 廃棄物の適正処理
- 505 生活排水及び雨水処理の施設整備
- 506 生活環境の保全

## 501 地球環境政策の推進

環境保全課

### ■現状と課題

- ・地球温暖化により、地球規模での生態系への悪影響が指摘されています。日本においても、産業部門を除いた運輸・業務・家庭の各部門で、CO<sub>2</sub>排出量が増加し続けています（1990年度比）。
- ・日野市においては、市民団体と関係機関団体との連携事業である「ふだん着でCO<sub>2</sub>をへらそう」宣言事業を通して、省エネ啓発が行われており、宣言数からみるとCO<sub>2</sub>削減に一定の成果が出始めている。今後は、より実効性のあるCO<sub>2</sub>削減を進めていくため、宣言後の実際の取組の継続性などについても検討していく必要があります。
- ・また市内においても、環境マネジメントシステムを導入し、事務事業実施の際に環境への負荷を少なくする取組みを行っています（この取組みを通してエネルギー使用量や廃棄物などの削減効果が表れています）。
- ・今後は、これらの取組みを含め、市民団体の活動PRや各団体間の連携を強めていくことで、より多くの市民を巻き込んだ事業の充実を図っていくことが課題です。
- ・また、環境基本計画をはじめとした各計画の推進に当たっては、市、市民、市民団体、事業所との役割分担を明確にし、計画の推進体制を確立させることで、実効性のある環境対策を展開していくことが求められています。

### ■めざすまちの姿

- 市民一人ひとりが地球環境問題に対する理解を深め、環境負荷の少ない生活を心がけています。

#### 《まちづくり指標》

まちづくり指標名	説明（単位）	現状値	中間目標 （平成27年度）	最終目標 （平成32年度）
CO <sub>2</sub> 排出量	1990（平成2）年度比 単位kt-CO <sub>2</sub> （1990年は564kt-CO <sub>2</sub> ）	634kt-CO <sub>2</sub> （平成20年度） （※）	目標は平成23年度策定予定の「（仮称）地球温暖化対策実行計画」で定める。	
CO <sub>2</sub> 削減に取り組む 世帯・事業所の数	一般世帯35,000、事業所 2,500からの宣言とその継続 的实践	18,296世帯 410事業所 （平成21年度末）	35,000世帯 2,500事業所	市内すべての 世帯、事業所

（※）日野市内で排出されるCO<sub>2</sub>のすべての量です。

## ■めざすまちの姿を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民及び市民団体との連携や、「ふだん着で行うCO<sub>2</sub>削減」事業における関係機関団体との連携を図り、市民への積極的な働きかけを行っていくことにより、環境に配慮したまちの実現を図る。</li><li>・市は、活動を広くPRし、より大きな参加を得て、取組みの充実を図る。</li><li>・団体間の連携を図り、相互の情報交換を行いながら取組みの充実を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境問題に常に関心を持ち、日常生活における省エネなど、市民一人ひとりができることを実際の行動として行う。</li><li>・環境に関する取組みに参加し、活動を活発に推進していく。</li><li>・事業者は、業務遂行にあたり、省エネ機器の導入その他環境負荷の少ない設備等の導入を図る。</li></ul>

## ■施策の展開

### ①日野市環境基本計画の進行管理

- ・計画に定めた目標の達成を図り、環境に配慮したまちづくりを実現するため、市民の環境配慮への関心を高め、市民一人ひとりが実際の行動ができるよう進行管理を行います。
- ・環境基本計画の推進を、市、市民、市民団体、事業者と連携して行います。
- ・市の事務事業を実施するに当たっては、環境マネジメントシステムを活用して進行管理を行います。
- ・環境活動の拠点である環境情報センターを活用し、環境白書の作成及び公表ほか、環境情報の収集・発信等を行い、推進していきます。

### ②地球温暖化対策としての取組みの推進

- ・市民団体、関係機関と市との連携により実施している、現行の「ふだん着でCO<sub>2</sub>をへらそう」宣言事業について、市民への戸別訪問やイベント参加等を中心として、大人から子どもまで積極的な働きかけを継続します。
- ・市民の省エネ行動を継続性あるものとするため、市民の取組み事例等を示しながら継続的な啓発を行います。
- ・市は自らの事務事業により発生する温室効果ガスの抑制に努めます。

## ■関連する個別計画

- ・第2次日野市環境基本計画（H23～H32）
- ・第3次日野市地球温暖化対策実行計画（H23～H27）（策定予定）

## 502 自然環境の保全

緑と清流課

### ■現状と課題

- ・日野市には豊かな自然環境が残されており、緑地や水辺は市民生活に潤いを与える貴重な財産となっています。これらの美しい財産を活かしたまちづくりを進めるとともに、次の世代へ引き継ぐことが求められています。
- ・現在の日野市の自然環境についてみると、市民1人当たりの都市公園面積は、市立公園が3.91㎡であり、都立の多摩動物公園を加えると7.31㎡となり、多摩地域では上位に位置していますが、都市公園法で定める敷地面積の標準である10㎡には達していません。また、市内には、浅川、多摩川などの一級河川や農業用水、湧水地、ピオトープなど日野市の面積の約15%が水域となっています。しかし、総延長116kmにおよぶ農業用水は、区画整理事業等により、しだいに延長が減少してきています。緑被率についても、平成19年度では32.7%ですが減少傾向にあります。
- ・自然環境を保全していくためには、保全のための費用や人手が必要となります。市民の財産である自然環境を次代へ継承するためには、行政の取組みだけではなく、市民との協働により、自然環境を保全していく体制や仕組みづくりが求められると同時に、さらに教育機関と連携して、環境学習を進めることが重要な課題となっています。

### ■めざすまちの姿

- 身近に水と緑にふれあうことができる自然環境豊かなまちになっています。
- 多種多様な生き物が暮らすことができる、生態系に配慮したまちになっています。

#### 《まちづくり指標》

まちづくり指標名	説明（単位）	現状値	中間目標 （平成27年度）	最終目標 （平成32年度）
市民一人当たり都市公園面積	都市公園法に基く公園供用面積を人口で除したもの（㎡/人）	7.31㎡/人 （平成21年度）	8.00㎡/人	9.00㎡/人
水辺に親しみやうるおいを感じる市民の割合	市民意識調査で、「自然環境が良い（水と緑、農のある風景など）」という回答率（%）	80.4% （平成21年度）	83.0%	85.0%

### ■めざすまちの姿を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存する自然環境を後世に伝えるための取組みを推進する。</li> <li>・新たな緑創出の施策と同時に、適正な維持管理が行えるような仕組みづくりを進める。</li> <li>・市民に対して、個々の取組みの重要性を啓発すると同時に、活動推進のための仕組みづくりを行う。</li> <li>・各施策については、環境情報センター、日野市環境緑化協会や日本野鳥の会などと連携し、取組みを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民協働の意識のもと、公園や緑地の維持管理活動に積極的に参加する。</li> <li>・すでに活動している団体を中心に、自然環境保全のための計画づくりへの関与や保全活動を積極的に進めていく。</li> </ul>

## ■施策の展開

---

### ①みどり豊かなまちづくりの推進【連携】

- ・現存する緑を開発等により減少させないため、保全施策や事業者との協議体制づくりを進めます。併せて、市民による緑地保全活動「ひの緑のトラスト」を支援するとともに、緑地保全及び公有化のための施策検討を推進します。
- ・新たな緑創出のため、事業者や市民への協力依頼、支援施策、新規制度の検討を進めます。

### ②計画的な公園緑地整備の推進

- ・公園未整備地区の解消や緑のネットワーク化など、全市を見据えた計画的な配置と、地域特性を活かした公園整備を進めます。
- ・また、新規の公園整備計画のほか、未供用の公園緑地の整備と、児童遊園・地区広場等の都市公園への格上げ等を検討していきます。

### ③水辺を活かしたまちづくりの推進【連携】

- ・現存する用水路を可能な限り後世に残していくため、区画整理事業においても水辺を活かしたまちづくりを進めていきます。
- ・湧水については、広く水循環保全の一環として調査研究を進め、保全計画の立案と効果ある雨水浸透施策を進めます。
- ・市民の水への関心を高めるため、生態系に配慮した水辺整備を更に推進します。また、学校・保育園等へのピオトープ設置や、水田での体験学習など、環境教育面での充実を図ります。
- ・多摩川、浅川の河川敷利用を推進し、グラウンド、多目的広場等の整備により、賑わいのある水辺を活かしたまちづくりを進めます。

### ④協働による施設管理の推進

- ・公園、緑地、水路等の維持管理について、公民協働の視点による体制を構築するため、現在の公園愛護会、緑地管理ボランティア、用水守等、各種制度の見直しと更なる充実を図っていきます。

## ■関連する個別計画

---

- ・第2次日野市環境基本計画（H23～H32）

## 503 ごみゼロ推進のまちづくり

ごみゼロ推進課

### ■現状と課題

- 生活様式の多様化により、排出されるごみは多岐にわたり、依然として最終処分場のひっ迫など廃棄物処理をめぐる現状は厳しくなっています。そのため、ごみの適正な処理とごみ処理に伴う生活環境への負担を低減するため、「循環型社会」の実現が求められています。
- 日野市の総ごみ量は46,444t（平成21年度）で、前年と比較すると、2,734tの減量となりました。1日1人当たりの総ごみ量も、平成20年から平成21年にかけて45.9g減り、720.6gと過去最低値を記録しました。これは、小中学校の給食残渣<sup>\*15</sup>（ざんさ）、河川敷の刈草、一般家庭の剪定枝のリサイクル化、スーパーでの「容器包装お返し大作戦」の実施、一般廃棄物収集運搬許可業者の抜き打ち検査の徹底などの取組の成果といえます。
- しかし、このような改善の兆候は見られるものの、多摩地域では、平成21年度の1人1日当たりごみ排出量（少ない順）は、10位から7位に順位を上げたものの、多摩地域のトップとは1人1日当たり78.6gの差があり、720.6g/日となっています。また、総資源化率は35.7%で、多摩地域の平均を下回っており、まだ改善の余地が残っています。
- また、総ごみ量は減少しているものの、二ツ塚最終処分場へ運搬する焼却灰や不燃残渣<sup>\*15</sup>の配分量を超過する傾向が見られ、プラスチック類の削減や生ごみの減量施策の推進が、今後の課題となっています。
- ごみや資源物の収集運搬経費についても、平成20年度以降大幅な削減を推進してきましたが、今後は、ごみ減量とともに収集運搬体制の改善や収集運搬品目の変更なども検討していく必要があります。

### ■めざすまちの姿

- 市内におけるごみの減量化および資源化が進み、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会を構築しています。
- 多摩地域で一番少ない総ごみ量（1人1日当たりの総ごみ排出量）の自治体になっています。また、総資源化率が多摩地域で上位に位置しています。

#### 《まちづくり指標》

まちづくり指標名	説明（単位）	現状値	中間目標 （平成27年度）	最終目標 （平成32年度）
総ごみ量と多摩地域での順位	1人1日当たりの総ごみ量（g/人・日）と多摩地域での総ごみ量の少ない方からの順位（位）	721g/人日 （7位） （平成21年度）	650g/人日 （5位）	600g/人日 （1位）
総資源化率と多摩地域での順位	総資源化率（%）と多摩地域での順位（位）	35.7% （17位） （平成21年度）	38.0% （10位）	40.0% （6位）

## ■めざすまちの姿を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみゼロ社会のまちづくりを推進し、市民や事業者に対して、ごみ減量化・資源化に関する啓発を行う。</li><li>・ごみ、資源物の収集運搬や中間処理を合理的に行い、適正な処理を実施する。</li><li>・新たなごみ減量施策などの検討を行うとともに、実施を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民自らが、ごみ減量に取り組む重要性を認識し、5R（リデュース・リフューズ・リサイクル・リユース・リターン）の行動を実践する。</li><li>・ごみの分別を徹底し、資源化に対する意識を高め、資源循環型社会の推進に関与する。</li><li>・事業者自らがごみ減量に取り組む重要性を認識し、循環型社会形成推進に協力し、企業の社会的責任を果たす。</li><li>・事業者は、法令遵守を基本とし、廃棄物に関わる法律・条例をしっかりと守った行動をとる。</li></ul>

## ■施策の展開

### ①ごみゼロ施策の推進

- ・ごみゼロ社会のまちづくり実現に向けて、他市の先進事例や優良事例を評価検討し、ごみ減量に向けた施策づくりを実践します。
- ・新たなごみ減量施策については、市民や事業者への周知徹底など啓発活動に努めます。
- ・廃棄物減量等推進審議会委員や廃棄物減量等推進員と協力し、ごみゼロ施策づくりやごみゼロ社会の推進のための市民意識改善に努めます。
- ・ごみ減量や循環資源などについての環境学習を学校、幼稚園、保育園をはじめ、地域へ積極的に出前授業を行います。

### ②資源物回収の推進

- ・循環型社会構築のため、資源循環を意識した施策運営に努めます。
- ・ごみ減量や資源物回収の意欲をかきたてるような動機付けとなるような集団回収の取組み方法を検討します。
- ・資源物売却益に関する市場の動向をつかみ、収集運搬・中間処理コストと資源物売却益の比較検討を行い、適正かつ経済性を考慮した行動を実践します。
- ・「ひの市民リサイクルショップ回転市場」や「リサイクル事務所」と協力し不要品のリユース（再使用）を促進します。

### ③容器包装リサイクルの推進

- ・経済性を考慮した中で、ペットボトルやトレー類以外のプラスチック製容器包装の分別収集の拡大の検討や中間処理方法の検討を行います。
- ・容器包装リサイクル法に記される拡大生産者責任を問う行動「容器包装お返し大作戦」などの拡充を図ります。
- ・スーパー等各企業の状況を把握しながら、レジ袋無料配布中止に向けた行動を実践します。

#### ④生ごみリサイクルの推進

- ・生ごみの家庭内循環（自家処理）の普及促進、生ごみの地域内循環の拡大、市内外の生ごみリサイクル施設の利用の促進を実施します。
- ・生ごみリサイクル推進のための手法を確立し、生ごみリサイクル活動の充実を図ります。
- ・事業者に対しても生ごみリサイクル推進の意識付けを行い、クリーンセンターでの焼却処理を減じる方法を検討します。
- ・市民団体とも協力し、生ごみの地域内循環の拡大や家庭内循環としての生ごみリサイクル推進のための手法や施設の検討なども行います。

#### ⑤最終処分量減量の推進

- ・東京たま広域資源循環組合（二ツ塚最終処分場）の構成員として、安全性・経済性・継続性などを考慮したごみの最終処分の減量に向けた行動に努めます。
- ・より一層の資源化を促進する行動に努めるとともに、東京たま広域資源循環組合の配分量を超過しない方策を講じます。

#### ⑥ごみ処理広域支援の推進

- ・クリーンセンターの維持運営の理解や周辺環境整備の推進を念頭に、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書や実施要綱の理念を認識し、多摩地域のごみ処理の安定に向けた行動に努めます。

### ■関連する個別計画

---

- ・第2次日野市ごみゼロプラン（H20～H29）
- ・第2次日野市環境基本計画（H23～H32）





## ■現状と課題

- ・平成14年度までの廃棄物処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を主たる目的として行われてきましたが、近年ではこのことに加え、循環型社会の形成を推進することに転換が図られてきています。
- ・日野市の廃棄物処理の現状は、平成21年度の総ごみ量は46,444 t、焼却処理量は34,474 t、最終処分場への持ち込み量は4,465 tとなっています。
- ・日野市の処理施設は老朽化が進み、新施設建設（建替）を急がなければならない状況にはありますが、現在の厳しい財政状況や既存施設の有効利用といった観点から更新時期を延期し、今後9年間の使用に耐えうる延命化対策を進めています。
- ・現在の処理施設の運営・維持管理については、焼却灰や不燃残渣<sup>\*15</sup>が最終処分場の配分量を超過する傾向が見られ、発電効率も5%未満に止まるなど、更なるごみ減量施策の推進や熱回収機能の向上が課題となっています。
- ・また、施設の建替を進めるに当たっては、効率的な事業実施と地球温暖化対策など循環型社会の形成を推進するため、他の自治体との連携等による広域的な取組みを図ることが必要となっています。

## ■めざすまちの姿

- 廃棄物となったものについては、不適正処理の防止、環境への負荷の低減に配慮しながら、再使用、再生利用、エネルギー回収の順にできる限りの循環利用が行われています。
- 排出抑制及び循環利用が徹底されても、なお残ってしまう廃棄物について適正な処理・処分が行われています。

## 《まちづくり指標》

まちづくり指標名	説明（単位）	現状値	中間目標 （平成27年度）	最終目標 （平成32年度）
廃棄物のうち最終処分される割合	最終処分場への持ち込み量÷総ごみ量（%）	9.6% （平成21年度）	7%	5%
施設見学者数	日野市クリーンセンターの施設見学者数及び説明会参加者の数（人）	6,196人 （平成21年度）	8,000人	10,000人

## ■めざすまちの姿を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物について、できる限り循環的な利用を徹底する。また、それでも残った廃棄物については適正な処理・処分を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は廃棄物の排出抑制に取組むとともに、分別排出に努め、市による適正な循環的な利用に対する取組みに協力する。</li> <li>・ 企業は事業活動に伴って生じる廃棄物の発生抑制及び再生利用に努め、発生した廃棄物については自らの責任において適正に処理する。</li> <li>・ 市民活動団体等の協働パートナーは、廃棄物の発生抑制や循環的な利用について自主的な取組みを進める。</li> </ul>

## ■施策の展開

### ①廃棄物(ごみ・し尿)の適正な処理

- ・ ごみ処理施設については、平成31年に稼働が予定されている新施設が完成するまでの間、老朽化している既設ごみ処理施設の安定した運転管理を行い、施設の延命化を図るために計画的かつ効率的な維持管理や整備を実施します。
- ・ し尿処理施設については、平成22年3月に完成した汚泥再生施設の効率的な維持管理に努め、し尿や浄化槽汚泥などの生活排水の適正な処理を行います。

### ②ごみ処理施設の計画的な建替【連携】

- ・ 周辺住民が安心して生活できるよう、安定した運転管理ができる施設に建替えるとともに、操業においても安全に十分配慮した運営管理を行います。ごみ処理施設の整備を推進する過程で、広報や市民説明会の開催など積極的に市民参加の場を設定し、市民の理解を得ながら進めます。
- ・ ごみ処理施設の建替に当たっては、可能な限り環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めます。
- ・ 地球温暖化等といった環境問題も考慮し、焼却処理により発生する熱エネルギーの有効利用を積極的に進めることとします。
- ・ ごみ処理施設においては、施設整備、運営・維持管理に多額の費用を要することから、施設建替における発注方式等の工夫、運営・維持管理については民間活力の活用など委託方法の工夫を含めた費用の低減を図っていくものとします。他の自治体との広域処理も視野に入れた施設の建替を進めることとします。

## ■関連する個別計画

- ・ 第2次日野市ごみゼロプラン（H21～H29）
- ・ 日野市一般廃棄物処理施設計画（H15～H30）
- ・ 日野市ごみ処理施設建設計画（H21～H32）
- ・ 日野市循環型社会形成推進地域計画（H18～H26）

■現状と課題

- ・下水道は、市民が健康で快適な生活を営む上で不可欠な施設であり、整備目標の達成に向けて整備を推進するとともに、供用開始地域での下水道接続を促進することが求められています。
- ・日野市における下水道汚水管の整備は、今日まで着実に進められてきましたが、土地区画整理事業施行区域に一部未整備地域が存在します。下水道普及率は土地区画整理事業の進捗と連動するため、平成21年度末では約92%となっています。今後も土地区画整理事業の進捗に合わせて、計画的な汚水管整備が求められています。
- ・既存の下水道施設についても、下水道管の老朽化が進行しており、耐震化などの機能向上も考慮した長寿命化（※）対策の推進が求められています。
- ・下水道事業特別会計については、収支バランスをとるために一般会計から毎年20億円程度の繰り入れを行っています。今後も整備や長寿命化対策を推進していく必要があることから、長期的な視点に立った計画的な整備と下水道事業の健全な財政運営が求められています。
- ・近年のゲリラ豪雨の多発に対して、浸水被害対策の一つとして、確実な雨水処理が求められています。

（※）長寿命化：下水道管は、老朽化に伴い劣化・漏水などに起因する道路陥没等の危険が発生する。これに対して、新たな場所に管を埋設したり現在の管を取り替えたりするのではなく、老朽管を利用する工事方法（更生工法）で耐震化などの機能向上も含めて耐用年数の延伸を図ることを「長寿命化」という。このことにより、事故の未然防止とコストの最小化を図ることができる。

■めざすまちの姿

- 下水道汚水管が適切に整備・維持管理され、清潔で安全なまちとなっています。
- 下水道雨水管の整備により、浸水被害を最小限に食い止められるようになっています。
- 長期的な視点に立った健全な事業経営が実現出来ています。

《まちづくり指標》

まちづくり指標名	説明（単位）	現状値	中間目標 （平成27年度）	最終目標 （平成32年度）
下水道普及率	市内全域での下水道普及地区の割合（％）	92% （平成21年度末）	95%	100%
下水道管の長寿命化率	老朽管に占める長寿命化の割合（％）	0% （平成21年度末）	5%	15%

■めざすまちの姿を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が清潔な生活環境を保ち、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、計画的に下水道の未普及地区の解消に努める。また、既設の下水道管については、長寿命化、耐震化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始区域の市民・事業者等は、下水道への早急な切替に努める。</li> <li>・市民・事業者等は、雨水の宅地内処理を行うよう努める。</li> </ul>

## ■施策の展開

---

### ①下水道污水管の整備【連携】

- ・下水道未整備区域を解消するため、区画整理地区内の街路築造と併せた事業の進捗を図り、下水道普及率の向上に努めます。

### ②下水道管の長寿命化と耐震化

- ・災害に強いまちづくりを実現するために、長寿命化と耐震化に関する計画を策定した上で、計画的に下水道管の長寿命化と耐震化を推進します。

### ③下水道雨水管の整備

- ・現在事業を実施している豊田雨水幹線、東平山第一雨水幹線の整備を推進し、多摩平、旭が丘地区における浸水被害を最小限に食い止めます。

### ④下水道事業の計画性の確保

- ・今後の下水道事業の計画性や実現性を確保するために、長期的視点に立った事業計画を策定します。また、必要に応じて定期的な使用料の見直しを検討します。

### ⑤下水道接続の促進

- ・下水道供用開始区域では、一般家庭・事業所等の下水道污水管への接続の促進を図ります。

## ■関連する個別計画

---

- ・日野市公共下水道全体計画（S54～H36）
- ・日野市下水道プラン（H24～H32）（策定中）
- ・（仮称）日野市下水道長寿命化計画（H25～H74）（策定予定）
- ・（仮称）日野市下水道総合地震対策整備計画（H25～H35）（策定予定）



## ■現状と課題

- ・価値観、ライフスタイルの変化に伴い、物の豊かさではなく心の豊かさを求める風潮が高まりつつあります。一方で、住民の連帯感が薄れ、地域のつながりが希薄化してきています。
- ・日野市における生活環境に関する苦情などの原因を見ると、工場などに起因するものよりも、市民一人ひとりのマナーに起因するもの、市民のマナーに関する苦情が多くなっています。
- ・また近年のペットブームにより、人と生き物との共生が課題となっています。日野市においては、広報掲載や犬・猫の飼い方教室の実施、啓発看板の配布を行いマナー向上の啓発を行っています。また、市民団体による啓発のための活動なども実施しています。
- ・公害対策としては、これまでも定期的に公害の発生状況の調査を行っており、引き続き測定・監視・指導等を実施していくことが必要です。
- ・今後は、事業者も含めた市民一人ひとりがマナーやルールを守り、みんなが心地よく生活できるよう、更に市民への啓発を行い、市民の行動を促していく必要があります。

## ■めざすまちの姿

- 市民一人ひとりが近隣や周辺に配慮しマナーを守り、市民みんなが心地よく快適に生活しています。
- 事業者が規制を守り、市民生活に配慮した活動をしながら、市民、行政とともに環境に優しいまちをつくっています。

## 《まちづくり指標》

まちづくり指標名	説明（単位）	現状値	中間目標 （平成27年度）	最終目標 （平成32年度）
良好な生活環境への意識	市民意識調査「きれいな水や空気、騒音やポイ捨てがないなど、良好な生活環境が確保されている」ことが達成されているとの回答割合（そう思う＋どちらかといえばそう思う）（％）	36.0% （平成21年度）	43%	50%

## ■めざすまちの姿を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が心地よく市民生活を送ることができるよう、市民、事業者へルール、マナーの啓発のため、教育、広報等を行う。</li> <li>・安心できる市民生活を確保するため、公害対策や火葬場等の適正運営に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールとマナーを守り、一人ひとりが他人への配慮をしながら地域のつながりを大切にする。</li> <li>・事業者は、法規制、ルール等を守り、地域の一員として地域とのつながりを大切にする。</li> </ul>

## ■施策の展開

---

### ①日常生活の環境の充実

- ・市民が心地よい暮らしをおくるためには、日常生活における生活環境配慮の重要性について、一人ひとりが自らの問題として自覚し、生活環境に対して責任を持つ必要があります。そのため、環境基本計画に基づく環境配慮指針を、より多くの市民へ周知し、市民の行動を促します。

### ②公害対策の推進

- ・住みよいまちづくりのため、公害の発生源、発生原因、発生状況の調査・測定を行い、監視・指導等を行いながら、公害対策を推進します。

### ③生き物との共生の推進

- ・人と生き物との共生社会を実現するため、生き物を飼育するに当たり、飼い主のマナー向上を図ります。そのため、広報への掲載、講座等の開催を通し、啓発を行っていきます。

### ④市営火葬場の適切な管理運営

- ・市営火葬場が、墓地、埋葬等に関する法律に基づき支障なく運営できるよう、計画修繕により老朽化した施設の延命化を図りつつ、適切な施設の維持・管理運営を行っていきます。

## ■関連する個別計画

---

- ・第2次日野市環境基本計画（H23～H32）

